

第4章 食育の推進に関する施策の基本的な方針

1 基本理念

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てること
【岐阜県食育基本条例】

「食」を通して生きる力と生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことは県民にとって最も大切な願いのひとつであり、食育はその基本です。本計画では、岐阜県食育基本条例に基づいた食育の基本理念を定め、県民の健康で豊かな生活の確保に寄与するよう、食育に関する施策を展開していきます。

【基本理念の考え方】

県民一人ひとりが、

- ・「食」について改めて意識を高め、
 - ・自然の恩恵や、食物を生産する「農」の重要性を認識し、
 - ・「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、
 - ・「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身につける
- ことによって、心身の健康を増進する**健全な食生活**を実践する人を育てていきます。

「食」とは、食べ物や食事はもちろん、農作物や食文化、食事のコミュニケーション、食環境などを含む幅広い意味で捉え、「食」を通じた「こころ」を育てることも含みます。

「**健全な食生活**」とは、生活リズムとして規則正しく食事をとること（朝・昼・夕の食事をきちんととる）、栄養面でバランスがとれていること、食品の安全に気をつけること、無駄な食べ残しや廃棄をしないこと、食卓を囲んで家族と一緒に食事することなどをいいます。

2 目的

心身の健康の増進と豊かな人間形成の実現

【目的の考え方】

基本理念のもと、全ての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、健康寿命の延伸や生活習慣病の発症・重症化予防に資する食育を推進します。

また、生涯にわたって「食べる力」＝「生きる力」を育み、「食」に対する感謝の念と理解により「豊かな心」を育むことで、「豊かな人間形成」へと資する食育を推進します。

3 3つの基本方針

多様な暮らしを支え、生涯を通じた心身の健康を守る食育の推進

現代は人生100年時代といわれる一方、若い女性のやせ、中高年の肥満、高齢者では低栄養等食生活に起因する課題は多くあり、世代によって異なります。

また、少子高齢化が進むとともに世帯構造や社会環境も変化し、単独世帯やひとり親世帯が増えています。そして貧困の状況にあるこどもに対する支援が重要な課題になるなど、家庭状況は多様化しています。

こうした状況を踏まえ、食に起因する生活習慣病の発症・重症化予防や健康寿命の延伸を実現するため、妊産婦や乳幼児から高齢者に至るまでのライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応した、生涯を通じて切れ目のない食育を推進します。

社会・環境・文化の視点を踏まえた持続可能な食を支える食育の推進

県民が健全な食生活を生涯にわたり継続して送るためには、その基盤として持続可能な食環境が不可欠であり、食育関係者を含む県民が一体となって食環境の持続に資する食育を推進することが必要です。

そのためには、食生活が自然の恩恵の上に成り立つこと、食料の生産から消費に至るまでの食の循環は多くの人々の様々な活動に支えられていることなどを意識し、それらに対して感謝の気持ちを持ち、理解を深めることが大切です。

このため、農林漁業体験の推進、生産者等や消費者との交流促進、地産地消の推進等、食の循環を担う多様な主体のつながりを拡大し強化する取組みとともに、食品ロス削減に向けた消費活動の実践など、環境に配慮した取組みを推進します。

また、郷土料理、伝統料理、食事の作法等、伝統的かつ多様な地域の食文化を次世代へ、またその次の世代へと継承するための取組みも推進します。

食環境づくりの推進と県民運動の展開

個人や家庭の努力のみでは、健康な食生活の実践につなげていくことが困難な場面もあり、健康無関心層を含め自然に健康になれる食環境づくりを推進することが重要です。

そのため、人々が特に意識しなくても健康的な食生活を送れるよう、人々の食品のアクセスと情報のアクセスを両方整備する「食環境づくり」を推進するとともに、新しい広がりを創出するデジタル化に対応した取組みを推進することや、ナッジ(※)等を活用することにより、県民が健康に留意した食行動をとれるよう、行動変容につながる取組みを推進します。

また、第1～3次計画に引き続き、関係機関と連携しながら、県民の参加と協働による「県民運動」として食育を推進します。

※ナッジとは、行動経済学に基づく手法の1つであり、そっと後押しすること、人々がより良い選択を自発的に取れるように手助けする手法のことです。

4 重点世代

次世代を担うこどもと食生活の課題が多い青年期

【重点世代の考え方】

食育はあらゆる世代の県民に必要なものですが、基礎的な食習慣を身につけ、食の基本的な知識や食行動を習得する時期であるこどもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基盤となるものです。

また、20歳代及び30歳代の青年期は、朝食欠食の割合が依然として高いなど他の年代に比べ課題が多いことや、親として次世代(こども)に食育をつなぐ大切な担い手でもあります。

このことから、第3次計画に引き続き、「次世代を担うこどもと食生活の課題が多い青年期」を重点世代とします。

食育施策体系

基本理念

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、
「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら
健全な食生活を実践することができる人を育てること

目 的

心身の健康の増進と豊かな人間形成の実現

3つの基本方針

- 1 多様な暮らしを支え、生涯を通じた心身の健康を守る食育の推進
- 2 社会・環境・文化の視点を踏まえた持続可能な食を支える食育の推進
- 3 食環境づくりの推進と県民運動の展開

重点世代

次世代を担う
こどもと
食生活の課題
が多い
青年期

目的を実現するための10の目標

- 1 朝食を欠食する県民を減らす
- 2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」を増やす
- 3 栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす
- 4 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持等に気をつけた食生活を実践する県民を増やす
- 5 食育に取り組む企業を増やす
- 6 地場産物を活用した取組みを増やす
- 7 農林漁業体験を経験した県民を増やす
- 8 食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす
- 9 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている県民を増やす
- 10 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する県民を増やす

施策の基本と主な取組み

家庭、職場及び地域社会における食育の推進

- ・健康寿命の延伸につながる取組み
- ・生涯を通じた多様な暮らしを支える取組み
- ・望ましい食習慣や知識の習得に資する共食の推進
- ・災害時に備えた取組み

学校、保育所、医療機関等における食育の推進

- ・学校における次世代を担うこどもへの取組みの充実
- ・楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園等の食育
- ・医療機関等を通じた取組み

生産者と消費者との交流の促進

- ・農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
- ・食の循環や環境を意識した取組み

農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援

- ・生産基盤の整備
- ・農林事業者の経営基盤の強化

地産地消の促進

- ・学校給食における県産食材の利用促進
- ・食品関連事業者等との連携強化
- ・朝市・直売所の活動支援

食文化の継承のための支援

- ・地域の多様な食文化の継承につながる取組み
- ・学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用

食育の推進に関する普及啓発

- ・積極的な情報発信
- ・リスクコミュニケーションの推進
- ・学習会やイベント等を通じた取組み
- ・活動できる人材の育成

県民の意見の反映

- ・多様な関係者の連携・協働の強化
- ・調査、研究等の実施及び推進状況の把握と評価
- ・市町村における取組みの推進

5 目的を実現するための目標

第3次計画の数値目標の達成状況や岐阜県が目指す食育の方向を踏まえ、食育の推進に関する10の具体的な目標と指標項目を次のとおり設定します。

【食育推進に関する10の目標】

- 1 朝食を欠食する県民を減らす
- 2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」を増やす
- 3 栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす
- 4 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持等に気をつけた食生活を実践する県民を増やす
- 5 食育に取り組む企業を増やす
- 6 地場産物を活用した取組みを増やす
- 7 農林漁業体験を経験した県民を増やす
- 8 食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす
- 9 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている県民を増やす
- 10 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する県民を増やす

目標と指標項目

目 標			
指標 番号	指標項目	現状値(R4)	目標値(R11)
1 朝食を欠食する県民を減らす			
①	朝食を欠食する者の割合(3歳児)	4.1%	0%
②	朝食を欠食する者の割合(小学生)	1.8%	0%
③	朝食を欠食する者の割合(中学生)	7.9%	0%
④	朝食を欠食する者の割合(高校生)	20.0%(R3)	15%以下
⑤	朝食を欠食する者の割合(20・30歳代)	24.7%	15%以下
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」を増やす			
⑥	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数(平日)(小学生)	8.3回	9回
⑦	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数(平日)(中学生)	7.0回	8回
⑧	朝食を家族とともに食べる者の割合(高校生)	49.3%(R3)	60%以上
⑨	夕食を家族とともに食べる者の割合(高校生)	88.6%(R3)	90%以上
3 栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす			
⑩	主食・主菜・副菜を基本にバランスのとれた食生活を送ることができる者(1日2食以上)の割合	70.7%	80.0%
⑪	1日当たりの食塩摂取量	9.1g	7g未満
⑫	1日当たりの野菜摂取量	264g	350g以上
4 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持等に気をつけた食生活を実践する県民を増やす			
⑬	20歳～60歳代男性の肥満者の割合(BMI25以上)	25.9%	25%未満
⑭	40歳～60歳代女性の肥満者の割合(BMI25以上)	17.0%	15%未満
⑮	20歳～30歳代女性のやせの割合(BMI18.5未満)	25.2%	15%未満
⑯	65歳以上の低栄養傾向者の割合(BMI20以下)	23.2%	22%未満
5 食育に取り組む企業を増やす			
⑰	健康経営宣言企業等に対する食育支援数	203社(R5)	500社以上
6 地場産物を活用した取組みを増やす			
⑱	地産地消率(※)	40.3%	52%
⑲	学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)(※)	60.3%	66%
7 農林漁業体験を経験した県民を増やす			
⑳	農林漁業体験者数(※)	178千人	300千人
8 食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす			
㉑	食品ロス削減に取り組む県民の割合	78%(R3)	97%
9 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている県民を増やす			
㉒	食べ方や作法などを伝承している者の割合	85.8%	90%
㉓	郷土料理や伝統食(行事食)など伝承している者の割合	52.0%	60%
10 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する県民を増やす			
㉔	リスクコミュニケーション事業の参加者数	1,029人	毎年1,000人
㉕	食品の安全に関する出前講座における参加者の理解度	94%	90%

※ 暫定値：次期「ぎふ農業・農村基本計画(令和8年度～)」により目標値の見直しを実施

6 施策の基本となる事項

岐阜県食育基本条例第12条から第19条の施策の基本となる事項に基づき、次の取組みを展開します。

1 家庭、職場及び地域社会における食育の推進

- (1) 健康寿命の延伸につながる取組みの推進
- (2) 生涯を通じた多様な暮らしを支える取組みの推進
 - ア 妊産婦や乳幼児、こどもに対する取組みの推進
 - イ 青年期における取組みの推進
 - ウ 職場における従業員等の健康に配慮した取組みの推進
 - エ 高齢者に関わる取組みの推進
- (3) 望ましい食習慣や知識の習得に資する共食の推進
- (4) 災害時に備えた取組みの推進

2 学校、保育所、医療機関等における食育の推進

- (1) 学校における次世代を担うこどもへの取組みの充実
- (2) 楽しく食べる体験から始める保育所・幼稚園等の取組み
- (3) 医療機関等を通じた取組みの推進

3 生産者と消費者との交流の促進

- (1) 農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
- (2) 食の循環や環境を意識した取組みの推進

4 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援

- (1) 生産基盤の整備
- (2) 農林事業者の経営基盤の強化

5 地産地消の促進

- (1) 学校給食における県産食材の利用促進
- (2) 食品関連事業者等との連携強化
- (3) 朝市・直売所の活動支援

6 食文化の継承のための支援

- (1) 地域の多様な食文化の継承につながる取組みの推進
- (2) 学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用

7 食育の推進に関する普及啓発

- (1) 積極的な情報発信
- (2) リスクコミュニケーションの推進
- (3) 学習会やイベント等を通じた取組みの推進
- (4) 活動できる人材の育成

8 県民の意見の反映

- (1) 推進体制の整備
 - ア 多様な関係者の連携・協働の強化
 - イ 調査、研究等の実施及び推進状況の把握と効果等の評価
 - ウ 市町村における取組みの推進
-

7 ライフステージ

食育の推進にあたっては、妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、生涯を通じて切れ目のない、各世代の特徴にあわせた効果的な食育を推進することが重要です。

そのため、第3次計画に引続き県民のライフステージ(世代区分)を6つに分け設定します。

ライフステージ

世代区分	年齢の目安
乳幼児期	概ね 0 歳から 5 歳
学齢期	小学生・中学生
青年期前半	概ね 16 歳から 25 歳
青年期後半	概ね 26 歳から 39 歳
壮年期	概ね 40 歳から 64 歳
高齢期	概ね 65 歳以上